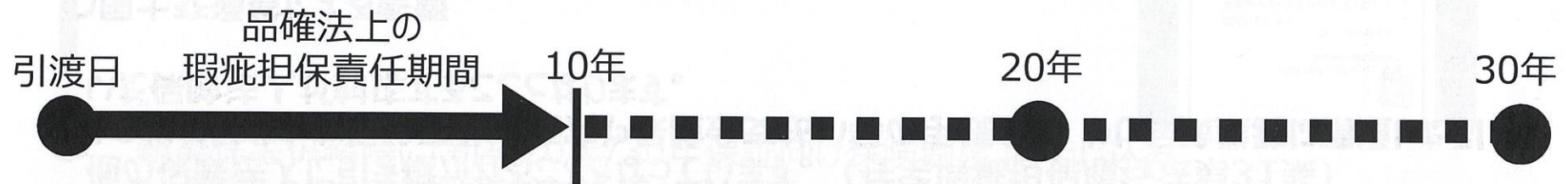


新築20年/30年保証向け保険制度について

「新築20年/30年保証向け保険制度」とは

新築住宅の引渡し時点で、住宅品質確保法に規定される10年間を超えて20年/30年間にわたり住宅取得者様に対して基本構造部分の保証（20年/30年保証）を行う事業者様向けに新たに創設した保険制度です。

「貴社から住宅取得者様に対する20年/30年間の保証」と「当社による20年/30年目までの保険引き受け」を相互に協力して取り組むことで、「当社の長期保証は国交大臣指定法人による瑕疵保険が裏打ちされているので安心です」と、貴社が自信をもって長期保証が推進できる仕組みです。



事業者様が提供する20年/30年間の長期保証

住宅保証機構が提案する新築20年/30年保証向け保険制度

**新築20年/30年保証向け保険制度を提供
(国土交通大臣指定の保険法人なので長期の契約でも安心です！)**